

平成 27 年 11 月 9 日

赤磐市民の皆さま
報道各位

映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会
委員長 小田 百合子

百条委員会に至った経緯

この度の百条委員会設置について、まずは赤磐市民の皆さまにご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。この場を通じて詳細にご説明することでお詫びに代えさせて頂きたいと考えておりますので、なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

さて、ことの起こりからご説明させていただきます。

平成 26 年 5 月 12 日、総務文教常任委員会終了後のこと、友實市長より、説明したいことがあると声が掛かり、その際に出席していた議員に対して映画製作についての説明がありました。そして委員会出席議員以外の議員については、6 月 2 日午後 1 時から開かれた議会全員協議会で「製作協力について」という 3 枚つづりの簡単な資料とともに事前説明がありました。加えて説明しますと、この時点では映画製作に関する協定書や覚書の説明はなく、松竹映画撮影所が赤磐市を舞台にした映画を撮ることに協力したい考えと、シナリオ製作などの代金として 5 4 0 万円が必要であるとの予算計画が示されただけでした。

そんな不十分な説明のなか、その日の夕方のニュースで製作協力に関する覚書及び協定が松竹映画撮影所と本市の間で締結されたことが報じられた訳ですから、報告を受けるべき議会としては当然ながら、「なぜ予算が伴う議決事項が、採決されていない段階で契約されるのか、その日の夕方にニュース配信が予定されていたのなら、なぜ全員協議会で締結

調印する話を説明しなかったのだ」との声があがり、友實市長の映画製作方針に対する不信につながっていった次第です。

平成 26 年 6 月 20 日、6 月定例議会会期中の総務文教常任委員会でやっと協定書及び覚書のコピーが委員に配布され、6 月 2 日に松竹映画撮影所と赤磐市役所が締結した協定書及び覚書中身の説明が行われました。

この時点で初めて赤磐市が行う協力内容の説明が行われた訳ですが、その説明の中には①製作協力として製作協力実行委員会なるものの立ち上げ、②実行委員会は 5,400 万円の寄付金・協賛金を集め、製作会社に資金提供するとの内容が含まれていました。しかしこれは市長が繰り返し説明してきた「540 万円以外の支出は絶対はない」との説明が反故にされている内容ともなり、議会内では更に不信感が高まっていくことになりました。

当然ながら委員からは 540 万円以上の支出はないという市長の説明と違いがあるとの強い指摘があり、それに対して執行部からは「製作実行委員会と赤磐市は別もの、この協定書に書かれているのは『赤磐市は製作協力実行委員会を立ち上げる』との約束であり、協賛金集めなどの活動はあくまでも製作協力実行委員会が行うことであり、公金の支出は伴わないので説明に不備はない」との説明でした。しかしながら実行委員会なるものの実態は市役所内（秘書企画課）に事務局があり、職員が兼務している状態ですので、言い訳としか言えない答弁となっています。

このように執行部は自らを正当化する弁明に終始し、議会の問題指摘に対して耳を貸さず、真摯に向き合おうとしませんでした。その様な執行部の姿勢に対し議会としては約 1 年 3 か月という時間を掛け問題指摘と議論を行っており、その時間経過の中で「これ以上の解明は望めないだろう」との結論で、市民への公開性を保つため、平成 27 年 9 月 29 日の本会議にて仕方なく百条委員会を設置したという経緯です。

この様に、いきなり百条委員会との結論が出た訳ではなく、また安易に百条委員会の設置を検討したのではなく、議会としては最期まで回避に努めているという点を強調させて

頂きたいと考えています。

次に百条委員会で説明すべき主な点についてご説明申し上げます。

まず、協賛金・寄付金の集め方です。

これは、平成 27 年 5 月に開かれた総務文教常任委員会での質疑、平成 27 年 9 月定例議会で行われた個人一般質問の中でも明らかになっておりますが、本市の公共事業に関わる事業者の下に、その入札決定を下す管理・監督責任者である副市長が協賛金・寄付金のお願いに上がっているとの事が副市長本人の答弁によって明らかになっております。

副市長の答弁によりますと「強要して寄付金を集めていないので問題ない」との認識を示しておられますが、地方財政法第 4 条の 5 によりますと優位な地位を利用して金品等を求めてはならないとされており、本市入札登録事業者の下に内田副市長以下、市役所職員が協賛金や寄付金のお願いで訪問し金品の授受を受けている状況は、公共工事を発注する親事業者と請負を受ける者という公共事業の関係図からいって明白な法令違反だと言わざるを得ません。

また本市条例には職員の倫理規定が施行されていますが、この倫理規定のなかにも利害関係者から物品・金品を受けてはならないと書かれています。この倫理規定に関しても受けてはならないどころか、副市長は要職の立場で自ら金品を要求している訳ですから悪質だと言わざるを得ません。このように法令違反並びに訓令違反まで存在しているというのが現在までの状況です。

次に、市長は「540万円以上の公金支出は絶対はない」と繰り返し答弁していますが、平成 27 年 9 月定例議会内で開かれた平成 26 年度決算審査特別委員会では、本来であれば市役所業務と切り離さなくてはならない映画関係の経費に関し、協賛金・寄付金集めに副市長をはじめ市役所職員が勤務中に奔走している事柄や、公用車の使用、出張旅費経費の使用等々が調査の結果判った次第です。

こういった映画関連の経費が紛れ込んでいることは当初予算計画外の経費ともなる関係

上、決算を審査する特別委員会としては項目修正を市長に求めましたが、適切な回答が得られなかったことから決算審査特別委員会では一般会計は不認定となっています。

この様に現在の段階でも法令や内規違反、あるいは予算に係る透明性も保てない事実が判明しており、先に申しましたが、これを正すため、議会は一年以上に渡り市長に対して是正の提案を行ってきた訳です。

しかし是正が為されるより、自らの執政について「問題はない」と繰り返す始末です。

そうなるに議会としては民意代表者として付与されている「行政の監視・監督」の権能の下、その性質上、これを明白な事実として公表するため調査並びに分析を行う必要があります。それが百条委員会設置につながった次第です。

これが一連の経緯となりますが今はまだ調査段階です。この調査内容につきましては守秘義務等の関係上、いまはまだ詳しくお話できませんが、中間報告並びに調査終了後に、速やかに市民皆さまには報告することになっています。

その時まで、以上の経緯を踏まえ、ご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。